

吉原ぼったくり一件 釈文

① A

新吉原京町式丁目

長右衛門店 遊女屋

万五郎

其方儀、身上不如意に相成候^て、抱遊女・召仕・下男共申含置、当正月廿二日夜、羽州村山郡古澤村百姓長蔵外三人、馬喰丁式丁目五郎兵衛店兼治郎方に居候作兵衛案内にて見物に罷越候節、御当地不案内の者と見掠^{かすめ}、無躰に相進め、遊女為買^{かわせ}、揚代は少分に候得共、芸者と名付、又は客無之遊女共を給仕に差出、酒食等も取飭^{かきり}差出、右諸入用と号、金四両貳分式朱可差出旨申掛け、不差出候はゞ、吉原町の法にて片鬢^{びん}剃落候杯申威、右金子押て為差出、遊女并召仕共口も配分致、其上翌廿三日夜馬喰町式丁目七兵衛店旅人宿庄兵衛、右作兵衛を連参、多分の入用為差出候儀承糺候節、遊女へ教、兩人の者へ打掛させ、却て遊女共を打擲致し候由を申、理不尽に縛り、及打擲候上、無跡形義申掛け致候旨の誤證文を取、剩^{あま}居合候浅草新鳥越町四丁目忠七店医師の宗悦に為取扱、金貳分ねだり取、又は武州埼玉郡青柳村百姓武吉外吉人をも同様の始末にて、多分の揚代、諸入用為差出、右始末露頭可致哉と金壹両壹分式朱の内、壹両式朱相返候段、重々不届に付、

②

B

於浅草、獄門申付もの也。

右万五郎召仕

新助

松五郎

其方共儀、主人万五郎、兼て申含候趣にて同意いたし、前書長蔵外三人見物に罷越候節、田舎者と見掠、無躰に申勤め、遊女為買、揚代の外、品々名目を附、過分の入用為差出、新助は式分、松五郎は壹分配分を取、其上馬喰町式丁目七兵衛店旅人宿庄兵衛（外脱力）吉人罷越、過分の入用為差出候訳承糺候節、万五郎差圖致候迎、右兩人理不尽に縛り打擲致候始末、兩人共不届に付、敲の上、中追放申付之。

C

右万五郎抱遊女

外山 清橋

松山 初菊

糸夕 初梅

染山 喜瀬川

村松

其方共儀、兼て主人万五郎申付候迎、前書長蔵外三人を田舎者と見掠、酒の相手、又は給仕杯と号、一同罷出、饗應の趣に致、過分の入用為差出、右金子の内、松山・村松は壹分式朱づゝ、外山・清橋・初菊は壹分づゝ、万五郎より配分賞請、其上前書庄兵衛外吉人罷越、入用の訳承糺候節も

③

万五郎差圖致迎、一同右両人の者へ打掛、不法におよび、又は前書武吉外吉人罷越候節も多分の入用為差出、松山は金吉分賞請、其後右吉分は万五郎召仕駒吉を以差返、喜瀬川外三人は配分受候儀も無之候得共、右始末(不脱力)届に付、一同過急牢舎申付候。

D

新吉原京町式丁目 三十郎店

善五郎

浅草新鳥越町四丁目 忠七店町醫

板坂宗悦

其方共儀、前書万五郎に被頼、同人不届の取計を乍存、善五郎は心得違の趣、誤證文を認押て前書作兵衛印形を取、宗悦は万五郎方に縛り置候庄兵衛外吉人を喜世留きせるにて敲き、殊に万五郎相頼候迎、取扱の趣に致し、不筋の儀を申談、庄兵衛より金貳分為差出、万五郎へ相渡候始末、両人共不届に付、中追放

E

万五郎召仕

駒吉

其方儀、主人万五郎申に任せ、當正月廿六日夜、前書武吉外吉人、遊女見物に罷越候を、押て相

④

勧め、遊女為買揚、客無之遊女共を酒の相

手に差出、又は望も不致給物差出候を、揚代

諸入用金吉両吉分貳朱掛り候由にて、押て請取之、右の内吉分貳朱配分賞請、其後事六ヶ敷相ことむつかしく

成候由、右万五郎申聞、吉両貳朱は武吉へ差戻候。

其上加役掛り無宿金太郎頼に任せ、盗物とは

不存候得共、出所も不相糺質入致遣、殊に右受

戻差致候始末、旁不届に付、入墨の上敲、請人

へ引渡遣す。

此外客長蔵・武吉初其外、一向無構

G F

落穂集(国立公文書館)の記事

一 文化四卯年四月五日

新吉原京町式丁目 遊女屋

万五郎 卯三十三才

此者義、羽州古沢村長蔵外の三人を

御当地不案内の者と見掠、無体勸、遊女為買

揚代は少分に候処、客無之遊女共出し、芸者

又は給仕等名付指出、右諸入用と号し、金四兩

二分二朱可指出旨申掛、不指出候はゞ、吉原町

の法の通にて片鬢剃落候などと威し、押て

金子為指出、遊女共、召仕の者共へ致配分、其上

旅人宿庄兵衛外吉人罷越、右入用の義承糺候節

遊女共へ申教、両人の者へ為打掛、却て遊女共等

を打擲致し候由を申、理不尽に縛り、及打擲候

上、押て誤證文を取、刺医師宗悦に為取

扱、金二分ねだり候、又武州青柳村武吉外吉人

罷越候節も同様、多分入用為指出候

始末不届至極に付、獄門に行ふもの也

卯四月五日